

## 特定一般教育訓練給付金 提出書類チェックリスト

2024年2月1日以降の「支給申請」と「受給資格確認」については、**電子、郵送または代理人による申請**が可能になりました。



※ 電子申請は「e-Gov電子申請」から可能です。電子申請での個人の電子署名は不要です。

e-Gov電子申請サイト

### 給付手続きの流れ

#### 訓練前キャリアコンサルティング

全国どこのハローワーク、キャリア形成・学び直し支援センターでも受けることができます。

#### 受給資格確認

受講開始日の2週間前までに、お住まいを管轄するハローワークで行います。

#### 講座の受講・修了

#### 支給申請

修了日の翌日から1か月以内に、お住まいを管轄するハローワークで行います。

### 受給資格確認時の提出書類

#### □教育訓練給付金受給資格確認票

添付書類（電子申請の場合は、スキャナ読み込みや撮影により作成したデータ（PDF、JPEG形式）で可）

#### ✓必ず提出する書類

□ジョブ・カード（訓練前キャリアコンサルティングでの発行から1年以内のもの。写し）

□マイナンバーカード（郵送または代理人申請の場合は両面の写し） ※1参照

#### ✓該当する場合に提出する書類

□特定一般教育訓練給付再受給時報告 ※2参照

□払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（郵送または代理人申請の場合は写し） ※3参照

□委任状 ※4参照

※1 マイナンバーカードがない場合は、以下の①と②の両方の書類が必要です。

#### ①本人・住居所確認書類

運転免許証、住民基本台帳カード等の官公署が発行する身分証明書・資格証明書（いずれも写真付き）のいずれか1種類です。これがない場合は、国民健康保険被保険者証もしくは健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真的ないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書または官公署から発行・発給された身分証明書もしくは資格証明書（本人の写真がないもの）のいずれか2種類です。

#### ②個人番号確認書類

通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです。

※2 過去に特定一般教育訓練給付金を受給したことがある場合に提出が必要です。ホームページから様式をダウンロードしてご記入ください（裏面参照）。

※3 雇用保険関係の手続きで「払渡希望金融機関指定届」を届けていない場合や、金融機関等に変更がある場合に提出が必要です。

※4 代理人申請の場合に限ります。

## 支給申請時の提出書類

教育訓練給付金支給申請書 ※1 参照

添付書類（電子申請の場合は、スキャナ読み込みや撮影により作成したデータ（PDF、JPEG形式）で可）

### ✓ 必ず提出する書類

教育訓練修了証明書

領収書 ※2 参照

マイナンバーカード（郵送または代理人申請の場合は両面の写し） ※3 参照

教育訓練経費等確認書 ※4 参照

受給資格確認通知書 ※5 参照

特定一般教育訓練給付受給時報告書 ※4 参照

### ✓ 該当する場合に提出する書類

返還金明細書 ※6 参照

払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（郵送または代理人申請の場合は写し） ※7 参照

委任状 ※8 参照

※1 教育訓練の修了後、指定教育訓練実施者が配布します。記載に当たっては「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。

※2 クレジットカード等による支払いの場合は、クレジットカード契約証明書。

※3 マイナンバーカードがない場合は、以下の①と②の両方の書類が必要です。

#### ①本人・住居所確認書類

運転免許証、住民基本台帳カード等の官公署が発行する身分証明書・資格証明書（いずれも写真付き）のいずれか1種類です。これらが無い場合は、国民健康保険被保険者証もしくは健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書または官公署から発行・発給された身分証明書もしくは資格証明書（本人の写真がないもの）のいずれか2種類です。

#### ②個人番号確認書類

通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです。

※4 下記ウェブサイトから様式をダウンロードしてご記入ください。

※5 受給資格確認時にハローワークでお渡しします。

※6 領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に限りです。指定教育訓練実施者が発行します。

※7 雇用保険関係の手続きで「払渡希望金融機関指定届」を届けていない場合や、金融機関等に変更がある場合に提出が必要です。

※8 代理人申請の場合に限りです。

教育訓練給付制度についての詳細や各種様式のダウンロードはこちら



### 【ハローワークインターネットサービス】

ハローワークインターネットサービス（トップ） > 仕事をお探しの方へのサービスのご案内

> 雇用保険手続きのご案内 > 教育訓練給付

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance\\_education.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html)

# 2024年4月1日から 教育訓練給付の支給申請がしやすくなります！

「特定一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」の  
受講前の必要書類の提出期限を緩和します。

2024年4月1日から、必要書類の提出期限が「受講を開始する日の原則2週間前まで」に緩和されます※。

これまでは、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の受給資格確認については、訓練前キャリアコンサルティングを受けたうえで、受講を開始する日の原則1か月前までに必要書類をハローワークに提出する必要がありました。

※ 教育訓練支援給付金の受給資格確認の提出期限についても、同様に受講を開始する日の「原則1か月前」から「原則2週間前」までとなります。

## 訓練前キャリアコンサルティングについて

- ・ 特定一般教育訓練または専門実践教育訓練を受講予定の方は、受講する前に、訓練対応キャリアコンサルタントから、就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について訓練前キャリアコンサルティングを受け、「ジョブ・カード」を作成する必要があります※。
- ・ 訓練前キャリアコンサルティングを希望する場合は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

※「ジョブ・カード」は受給資格の確認を受ける際に必要になります。訓練前キャリアコンサルティングを受けるには事前の予約が必要な場合もありますので、余裕を持ってハローワークまたはキャリア形成・リスティング相談コーナーへお問合せください。

- ハローワークに来所せずに、支給申請の手続きが完了できます！  
(教育訓練支援給付金の手続きは除きます。)

e-Gov 電子申請：<https://shinsei.e-gov.go.jp/>



e-Gov 電子申請

- 受給資格の確認や支給申請の際に必要な書類については、こちらのチェックリストをご参照ください。

特定一般：<https://www.mhlw.go.jp/content/001235025.pdf>

専門実践：<https://www.mhlw.go.jp/content/001235027.pdf>



特定一般



専門実践

- キャリア形成・リスティング相談コーナーへの御予約・お問合せはこちらからお申し込みください。

キャリア形成・リスティング推進事業：<https://carigaku.mhlw.go.jp>



リススキル事業

# 教育訓練給付の電子申請が 誰でも「可能」になります！

2024年2月1日以降の「支給申請」と「受給資格確認」は、  
**電子申請等が可能**となります。

これまで、教育訓練給付（一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金）の支給申請と受給資格確認については、「疾病または負傷等その他やむを得ない理由がある場合」に限り、電子申請、郵送または代理人による申請を認めていましたが、**このたび、この要件を廃止**しました。

## 教育訓練給付制度とは

働く方々の主体的な能力開発を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。

詳細は厚生労働省ウェブサイトからご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)



厚生労働省ウェブサイト  
教育訓練給付制度

※ 電子申請は「e-Gov電子申請」から可能です。なお、電子申請での個人の電子署名は不要です。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>



e-Gov電子申請

※ 教育訓練支援給付金における受給資格確認と2か月に1回の失業の認定については、失業状態や専門実践教育訓練の受講状況の確認を窓口で行う必要があるため、電子申請、郵送または代理人による申請はできません。

